

教育委員会だより

No. 36
●編集●
中野市教育委員会

学校環境を考え・支える ～今年度をふり返って～

平成21年度の教育委員会だよりは、テーマ「学校環境を考え・支える」を、○学習指導要領の改訂への対応、○中野市教育委員会内の実践、○PTA、地域社会の支援、の3つ視点から教育環境改善の取り組みをお知らせしてきました。要約的に内容をふり返ってみます。

社会の変化は、子どもにとって環境の変化です。この変化に対応して日本では、およそ十年に一度の割合で「学習指導要領」が改訂され、昨午がその年でした。

小学校では平成二十三年度から、中学校では平成二十四年度から全面実施されることになり、小学校では平成二十二年まで、中学校では平成二十三年までが、その準備の年です。

この学習指導要領に基づいて学ぶ子どものより良い成長

学習指導要領の改訂に対応して

環境とは「子どもを取り巻く周囲の状態や世界、子どもに直接・間接に影響したり、影響を与える外界」のことで、長にとって重要なことです。

教育環境を改善していくことが、子どもの教育に関わる者の努めであると思います。それには、「関係者や身近で改善できるもの」と「地域社会、県、国全体で取り組まなければならないもの」があります。

子どもの教育環境について

がうながされていくように、中野市教育委員会では、新しい内容として入ってきた小学校の「英語活動」の学習が楽しくできるように、指導者研修会を計画し、これまでに十回実施してきました。

この取り組みと学校での授業研究によって、校内に英語学習に関する雰囲気（環境）ができてはじめてきました。（たより26号）

中野市教育委員会内の環境改善への取り組み

○安全な学校環境づくり
いつ起こるか分からない地震への安全対応は、急がなければならぬ課題であったことから、市内十五校の耐震診断に基づき、耐震補強工事を完了させました。

これにより、どの学校も、前よりずっと建物の安全度の高い学校環境になりました。（たより30号）

○生涯学習環境の広がり
実・博物館のオープン学校教育を補完して、子どもが本物に触れて学ぶ場をつくりました。また、生涯学習の場が拡大され、「学びの環境」が充実してきました。

現在、市が所有・管理して

PTA、地域社会の取り組み

学校は、PTAや地域社会の学校環境改善への支援によって充実していきます。

子どもたちの学校生活を楽しく、内容豊かなものにしていただいた二つの取り組みを紹介します。



次年度の教育委員会だよりのテーマは「教育を拓く知恵」の予定です。

学校敷地内にあるので、子どもたちは日常的にかかわり、憩い、友情を深め、情操を養っています。手入れをしながらホテルの飛び交う環境づくりをめざしています。（たより29号）

今年度は、一流の指導者の下で「オペラを学ぶ楽しさ」を味わおう」の場を中央公民館でつくりました。

多くの小・中学生が感動的に学ぶことができ、来年度も続けて学びたいと全員意欲を燃やしています。中野市にとって今までにない新しい教育環境づくりとなりました。（たより31号）

○中央公民館で「一流」に触れて学べる学習環境をつくりました

子どもは、一流なものに触れると、内にもつ可能性が刺激を受けて力として表現してきます。学ぶことの本質に触れた喜びがもてたり、学ぶ意欲を高めたりすることができ

○PTA手作りの砂場
科野小学校のPTAの皆さんは、低学年の教室のすぐ外の庭に手作り「砂場」をつくりました。

低学年の子どもの成長にとって特に大切なことは、教室から開放されて、屋外で子どもだけで遊ぶ情動体験のできる環境です。子どもはそこで色々な遊びをして成長していきます。（たより28号）

○中野平中学校のピオトープ
PTA、地域の皆さんの多大なご支援で、湧き水の小川を利用したピオトープができました。

いる文化財などを紹介する企画展や、「教室」「講座」の開催に知恵をしぼっています。（たより27号）

○枯草火災や「林野火災」が多く発生しています。昨年四月には、三日間で五件の火災が集中的に発生しました。

幸い大きな火災には至らず消火しましたが、原因のほとんどは、たき火の火が周囲に燃え広がった事によるもので

問合わせ先
岳南広域消防本部中野消防署 予防係 ☎(22)3386
岳南広域消防本部豊田消防署 予防係 ☎(38)2355

固定資産台帳の縦覧制度と閲覧制度

【縦覧制度】 固定資産税の納税義務を有する方は、下表により、自己所有以外の土地や家屋の価格について縦覧いただけます。

縦覧できる期間	4月1日(木)～30日(金)、午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日、祝日を除く）
縦覧できる帳簿	土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、価格 家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格 ※土地または家屋のみ納税している方は、それぞれの帳簿しか縦覧できません。
縦覧申し込みに必要な物	①固定資産税の納税者、納税管理人、納税者と同居する親族 →納税通知書、課税明細書、運転免許証、保険証、パスポートなどいずれか一つ ②固定資産税の納税者の代理人→委任状および申請者であることを証明するもの
縦覧できる場所	市役所税務課および豊田支所地域振興課
縦覧手数料	無料（縦覧帳簿の複写はできません）

【閲覧制度】 固定資産税の納税義務を有する方は「自己の資産について記載された部分」、借地人・借家人・相続人の方などは「該当権利の資産について記載された部分」を閲覧いただけます。

閲覧できる期間	通年 午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く）	
閲覧できる方	固定資産税の納税義務者	当該納税義務に関する固定資産
	土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利を有する方	当該権利の目的である土地
	家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利を有する方	当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地
閲覧申し込みに必要なもの	固定資産を処分する権利を有する方	当該権利の目的である固定資産
	①土地または家屋に関する固定資産税の納税者 →納税通知書、課税明細書、運転免許証、保険証、パスポートなどいずれか一つ ②借地人、借家人→賃貸借契約書などのほか、申請者であることを証明するもの ③相続人→戸籍謄本などで相続関係がわかるもの	
	閲覧できる場所	市役所税務課および豊田支所地域振興課

問合わせ先 市役所税務課資産係 ☎(22)2111（内線226）

「たき火」の際は注意を！



春の火災予防運動実施

四月三日(土)から九日(金)までの七日間、「消えるまでゆっくり火の元にらめっ子」を統一標語に春の火災予防運動を実施します。

全国的には三月一日(月)から実施されていますが、市では山の雪解けに合わせ、時期をずらして実施します。

昨年の火災から：

毎年、この時期になると、「枯草火災」や「林野火災」が多く発生しています。昨年四月には、三日間で五件の火災が集中的に発生しました。

幸い大きな火災には至らず消火しましたが、原因のほとんどは、たき火の火が周囲に燃え広がった事によるもので

した。また、たき火中に火が衣服に燃え移った事による、死亡事故も発生しました。

乾燥と季節風！
春は、乾燥した空気により木材などが非常に燃えやすくなっています。さらに、春の特徴として、午後になると強い風が吹き出します。昨年春の火災も、ほとんど正午から午後三時の間に発生し、北寄りの風が吹いていました。

たき火は細心の注意を！
突然吹いた一瞬の風で、あっという間に火は走るように燃え広がってしまいます。たき火をする際は十分な安全を確認するとともに、消火の準備をして絶対に目を離さないでください。そして「特に乾燥している時期はたき火を行わないこと」が一番の予防になります。

また、タバコの投げ捨ては絶対にやめましょう。